

国立国語研究所機構特別研究員規程

令和7年4月1日

国語研規程第107号

(趣旨)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構特別研究員就業規則（人間文化研究機構規程第169号。以下「就業規則」という。）第10条の規定に基づき、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が実施する「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」（以下「雇用支援事業」という。）により国立国語研究所（以下「研究所」という。）において雇用される特別研究員－PD、特別研究員－RPD 及び特別研究員－CPD（国際競争力強化研究員）（以下総称して「機構特別研究員」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(選考及び雇用)

第2条 機構特別研究員の選考は、振興会が行う雇用支援事業における「特別研究員」としての採用決定（資格の付与）によるものとし、雇用は所長室会議の議を経て所長が決定する。決定後、所長は運営会議及び連絡調整会議に報告する。

2 前項における雇用の決定にあたっては、振興会の「特別研究員」としての採用期間中、就業規則第4条第2項に抵触することはできない。

(配置先)

第3条 機構特別研究員の配置先は、当該機構特別研究員の受入研究者の主たる配置先とする。ただし、本人の職務を行うにあたり必要と認められる場合は、受入研究者の主たる配置先とは異なる所内の組織に配置することができる。

(外部資金による研究)

第4条 機構特別研究員は、受入研究者の了解のもと、科学研究費助成事業等の外部資金を受け当該研究に従事することができる。

(兼業)

第5条 機構特別研究員の兼業に関する事項は、人間文化研究機構職員兼業規程及び国立国語研究所職員の兼業に関する規程（以下、国語研兼業規程という）による。ただし、兼業の上限については、受入研究者が当該機構特別研究員の研究課題の研究遂行に支障が生じないと認める場合、国語研兼業規程第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、原則として週20時間未満とする。

(在宅勤務)

第6条 機構特別研究員の在宅勤務に関する事項は、人間文化研究機構職員の在宅勤務に関する規程及び国立国語研究所在宅勤務に関する取扱要項による。ただし、実施頻度については、国語研在宅勤務取扱要項第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、原則として週5日の在宅勤務を可能とする。

(経費の使途)

第7条 「特別研究員奨励費(雇用PD等)」は、機構特別研究員の雇用管理に伴い研究所が負担することを求められる次の各号の経費として使用するものとする。

- 一 採用時における、赴任旅費及び研究資料等の運搬費
- 二 法定福利費の事業主負担分
- 三 雇入時健康診断及び定期健康診断の費用
- 四 障がいを持つ機構特別研究員の就労支援に要する費用
- 五 その他、振興会が認める範囲で所長が必要と認める費用。ただし、地域・扶養・住居・通勤・単身赴任・期末・勤勉・退職の各手当に類似する目的の費用を除く。

2 「特別研究員奨励費(雇用PD等)」にかかる間接経費は、研究所の研究環境の整備のために使用するものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。